



令和6年度
園のしおり

社会福祉法人 太田保育園

〒880-0903 宮崎市太田3丁目2-5

電話 (0985) 51-7939

FAX (0985) 51-0501

ホームページアドレス

<http://ootahoikuen.com/>



● 園の所在地

※ 〒880-0903

宮崎市太田3丁目2-5

電話 (0985) 51-7939

FAX (0985) 51-0501

● 園の沿革

- ※ 昭和27. 11. 5 太田保育所として開設
- ※ 昭和28. 4. 1 児童福祉施設設置許可
- ※ 昭和47. 12. 14 社会福祉法人太田保育園厚生大臣認可
- ※ 昭和55. 2. 3 鉄筋2階建て竣工

● 卒園生

※ (自) 昭和28年3月 ~ (至) 令和6年3月まで 2,421名

● 保育のねらい

- (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図ります。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培います。
- (3) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培います。
- (4) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培います。
- (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養います。
- (6) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培います。

● 太田の子ども ~こんな子に~

- ※ 明るく ⇒ 明るく笑顔いっぱいの子
- ※ 元気よく ⇒ 元気よくあいさつできる子
- ※ やさしく ⇒ やさしく思いやりのある子

● 子どもとの4つの約束

- ①元気よくあいさつします。
- ②静かに話を聞きます。
- ③きれいに片付けます。
- ④仲よく遊びます。

● 卒園までに身につける力

※4つの約束の定着。

※さかあがりができる。

※泳げる。もぐれる。

※なわとびが跳べる。

※とび箱が跳べる。

※ピアノカがふける。

※英語に親しみ興味や関心をもつ。

※好き嫌いなく何でも食べる。

※時計が読める。

※文字や数字が読める。

■ 保育の時間

| 教育・保育時間 | 利用時間 | 就労時間等の認定基準 |
|---------|----------------------------|---------------------|
| 教育標準時間 | 1日4時間を標準として 教育課程に係る時間 | なし |
| 保育標準時間 | 午前7時～午後6時 (最大11時間) | 月、120時間以上 |
| 保育短時間 | 午前8時30分～午後4時30分 (最大8時間) | 月、60時間以上 120時間未満 |

※《3つの認定区分》

1号認定 (教育標準時間認定)

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

利用先 幼稚園・認定こども園

2号認定 (満3歳以上・保育認定)

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での教育を希望される場合

利用先 保育所・認定こども園

3号認定 (満3歳未満・保育認定)

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での教育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

■ 保育料

○保育料は、子どもの保護者等の市民税をもとに宮崎市が決定します。

○0歳児～2歳児の保育料は、宮崎市に納入していただきます。

○3歳児～5歳児の保育料は、無料です。

ただし、給食費(月額4,500円)は保育園に納入していただきます。

■ 特別保育

○ 延長保育

※保育時間を延長し、保育を行っています。延長の時間は月曜～土曜（18：00～19：00）の1時間です。ただし、保育短時間認定者は（7：30～8：30、16：30～17：30）です。利用の際は延長保育申込書を提出してください。。詳しくは、P.10をご覧ください。

○ 休日保育（在園児）

※日曜・祝日（園行事開催等により実施しない日もあります。）に保育を行っています。就労等の理由により休日保育の必要な方は、休日保育申込書を提出してください。時間は、8：30～17：00です。尚、給食とおやつの提供はありませんので各自持参してください。（離乳食又は弁当・水筒・2回分のおやつ） 詳しくは、P.10をご覧ください。

■ 給食

- ※自然の恵みとしての食材料やそれを育て、調理し、食事を準備してくれた人への感謝の気持ち、命を大切に作る心を育みます。
- ※毎日の献立は、安全と衛生面に十分配慮し、カロリー計算された調和のとれた献立表に基づき、年齢に応じて計画的に実施しています。
- ※安全な給食実施のために12時以降の登園は、給食の提供ができませんので、食事を済ませてからの登園になります。
- ※3歳未満児は、主食を含めた完全給食です。
3歳以上児は副食とおやつです。主食は家庭から持参します。
- ※主食はご飯のみとします。
国内でパンをのどに詰らせるという事例報告が多く発生していることから、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する為、パンの持参はご遠慮ください。
- ※食物アレルギーのある児童の食事については、専門医の指示を受けて可能な限り対応します。
- ※「おいしい給食」「楽しい給食」をモットーに食育を推進します。


■ 園の嘱託医

- ◎ 内科健診（福永内科小児科クリニック）太田2丁目1-9 TEL 0985-54-3588
年2回（5月・10月）実施
- ◎ 歯科検診（にしむら歯科医院） 跡江3344-1 TEL 0985-62-3111
年1回（5月）実施

令和6年度 年間行事予定

| 月 | 日 | 曜日 | 行事予定・場所 | 弁当 | 参加クラス |
|----|-----------|-------------|--|---------|------------|
| 4 | 1 | 月 | 入園式（園児・職員参加） | | 全園児・職員のみ |
| | 13 | 土 | 全体・クラス懇談会、父母の会総会（午後も保育希望園児のみ弁当）  | | 全保護者 |
| | 19 | 金 | 誕生会 | | 全クラス |
| | 26 | 金 | 避難訓練（地震） | | 全クラス |
| 5 | 5 | 日 | 休園（こどもの日） | | |
| | 7 | 火 | 衣替え期間（～31日まで） | | |
| | 12 | 日 | 休園 | | |
| | 14 | 火 | 内科健診（1回目）15：00～ | | 全クラス |
| | 18 | 土 | 親子運動会 午前中実施(大淀小体育館) | | 全クラス |
| | 19 | 日 | 休園 | | |
| | 23 | 木 | 歯科検診（9：30～） | | 全クラス |
| | 24 | 金 | 誕生会 | | 全クラス |
| | 27 | 月 | 避難訓練（地震～火災） | | 全クラス |
| 29 | 水 | 園外保育（大淀川堤防） | | たけ・まつぐみ | |
| 6 | 1 | 土 | 衣替え（冬服なし） | | |
| | 4 | 火 | 虫歯のない子どもの表彰 | | |
| | 5 | 水 | 人形劇（チャパ）「大きなかぶ」「ころころパンケーキ」 | | 全クラス |
| | 19 | 水 | お店屋さんごっこ | | 全クラス |
| | 21 | 金 | 誕生会 | | 全クラス |
| | 25 | 火 | 避難訓練（洪水） | | 全クラス |
| | 27 | 木 | 交通安全教室①（園庭） | | もも・たけ・まつぐみ |
| 7 | 2 | 火 | 尿検査 | | 全クラス |
| | 6 | 土 | 第30回夏祭り | | 全クラス・保護者 |
| | 7 | 日 | 休園 | | |
| | 10 | 水 | プール開き | | |
| | 19 | 金 | 誕生会 | | 全クラス |
| | 23 | 火 | 避難訓練（地震～津波） | | 全クラス |
| | 26 | 金 | クッキング① | | まつぐみ |
| 8 | 5 | 月 | スイミング教室（西日本スイミングスクール）〈予定〉 | | まつぐみ |
| | 9 | 金 | スイミング教室（西日本スイミングスクール）〈予定〉 | | まつぐみ |
| | 13 | 火 | ～15日 お盆保育 | | |
| | 19 | 月 | スイミング教室（西日本スイミングスクール）〈予定〉 | | まつぐみ |
| | 21 | 水 | 避難訓練（地震） | | 全クラス |
| | 23 | 金 | 誕生会 | | 全クラス |
| | 26 | 月 | スイミング教室（西日本スイミングスクール）〈予定〉 | | まつぐみ |
| | 28 | 水 | プール納め | | |
| 9 | 3 | 火 | ～5日(木) 自由参観日 | | |
| | 13 | 金 | 誕生会 | | 全クラス |
| | 17 | 火 | ～19日(木) 自由参観日 | | |
| | 25 | 水 | 避難訓練（火災） | | 全クラス |

黒色太字は保護者参加行事です。

 マークはお弁当持参の日

赤色太字は、休日保育なしの日です。

| 月 | 日 | 曜日 | 行事予定・場所 | 弁当 | 参加クラス |
|----|----|--------|---|--|-------------|
| 10 | 8 | 火 | 内科健診（2回目）15：00～ | | 全クラス |
| | 9 | 水 | 園外保育（南宮崎駅） | | たけ・まつぐみ |
| | 15 | 火 | 衣替え期間（～31日） | | |
| | 18 | 金 | 誕生会 | | 全クラス |
| | 25 | 金 | クッキング② | | まつぐみ |
| | 30 | 水 | 避難訓練（火災）・消防訓練 | | 全クラス |
| 11 | 1 | 金 | 衣替え（冬服） | | |
| | 6 | 水 | 園外保育（天神山） |  竹松のみ | たけ・まつぐみ |
| | 6 | 水 | 小学校見学（大淀小学校） | | まつぐみ |
| | 6 | 水 | 園外保育（園周辺散歩） | | うめ・さくら・ももぐみ |
| | 8 | 金 | 小学校見学（恒久小学校） | | まつぐみ |
| | 13 | 水 | 発表会DVD用ビデオ撮影（前撮り）〈予定〉 | | 全クラス |
| | 15 | 金 | 誕生会 | | 全クラス |
| | 22 | 金 | 避難訓練・シェイクアウト防災行動訓練（地震） | | 全クラス |
| 12 | 3 | 火 | 発表会予行練習 | | 全クラス |
| | 7 | 土 | 第72回はっぴょう会 | | 全クラス |
| | 8 | 日 | 休園 | | |
| | 13 | 金 | もちつきごっこ | | もも・たけ・まつぐみ |
| | 20 | 金 | クリスマス誕生会 | | 全クラス |
| | 24 | 火 | 避難訓練（地震） | | 全クラス |
| | 28 | 土 | お弁当の日（年末） |  利用者のみ | 全クラス |
| | 29 | 日 | ～1月3日 年末年始の休園 | | |
| 1 | 4 | 土 | お弁当の日（年始） |  利用者のみ | 全クラス |
| | 7 | 火 | 交通安全教室②（室内）〈予定〉 | | もも・たけ・まつぐみ |
| | 17 | 金 | 誕生会 | | 全クラス |
| | 24 | 金 | 避難訓練（火災） | | 全クラス |
| | 29 | 水 | 大淀川学習館見学〈予定〉 |  松のみ | まつぐみ |
| 2 | 3 | 月 | 鬼退治ゲーム（節分） | | 全クラス |
| | 7 | 金 | 宮崎科学技術館〈予定〉 |  竹のみ | たけぐみ |
| | 13 | 木 | コスモランド〈予定〉宮崎科学技術館 |  松のみ | まつぐみ |
| | 21 | 金 | 誕生会 | | 全クラス |
| | 26 | 水 | 避難訓練（地震） | | 全クラス |
| 3 | 8 | 土 | お別れ親子遠足（フェニックス自然動物園）  自由 | | 全クラス親子参加 |
| | 9 | 日 | 休園 | | |
| | 10 | 月 | 避難訓練（火災） | | 全クラス |
| | 18 | 火 | 卒園式予行練習 | | まつぐみ |
| | 21 | 金 | お別れ誕生会 | | 全クラス |
| | 22 | 土 | 第73回卒園式（卒園児のみ参加） | | まつぐみ |
| | 23 | 日 | 休園 | | |
| | 28 | 金 | 入園式の練習 | | 梅・桜・桃・竹 |
| 31 | 月 | 入園式の練習 | | 梅・桜・桃・竹 | |

● デイリープログラム

(3 歳 未 満 児) 《梅組・桜組》

| 時刻 | | |
|-------|------------------|---|
| 7:00 | ○ 順次登園 | ・ あいさつを交わす ・ 持ち物の片づけを行う |
| 8:00 | 自由あそび | ・ 健康視診、触診 ・ 検温 |
| 9:00 | 片づけ | ・ 片づけの手伝い ・ 出席確認 |
| 9:15 | ○ 集 合 入 室 | ・ 戸外遊び ・ 室内遊び ・ くつの整理 ・ 園児服着脱 (冬期のみ) ・ 排泄 (トイレのスリッパの整頓) ・ 手洗い ・ 手指消毒 |
| 9:30 | ○ 朝 の 会 お や つ | ・ 朝のうた ・ 朝のあいさつ ・ おやつうた ・ あいさつ ・ 手遊び ・ 季節のうた |
| 10:00 | 主な活動 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>〈生命の保持〉</p> <p>①快適に生活できるようにする。 ②健康で安全に過ごせるようにする。 ③生理的欲求が、十分に満たされるようにする。 ④健康増進が、積極的に図られるようにする。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>〈情緒の安定〉</p> <p>①安定感をもって過ごせるようにする。 ②自分の気持ちを安心して表わすことができるようにする。 ③周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。 ④子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。</p> </div> </div> |
| 11:00 | 昼食準備 | ・ 排泄 ・ 手洗い ・ エプロン準備 ・ 手指消毒 |
| 11:00 | ○ 昼 食 昼食終了 | ・ お弁当のうた ・ あいさつ ・ 片づけ (おしぼり、ハンカチ交換【梅組のみ】) ・ かばんの整頓 ・ 絵本を見る ・ 椅子の片づけ |
| | 午睡準備 | ・ 排泄 (トイレのスリッパの整頓) ・ 手洗い ・ 音楽を聞きながら眠りにつく |
| 12:00 | ○ 午 睡 | |
| 15:00 | 起 床 | ・ 片づけ ・ 排泄 ・ 手洗い ・ 健康視診、触診 ・ 検温 ・ 手指消毒 |
| 15:50 | ○ お や つ 帰りの会 | ・ おやつうた ・ あいさつ ・ おかえりのうた ・ さようならのあいさつ ・ 椅子の片づけ ・ 排泄 ・ 手洗い ・ 園児服着用 ・ 健康視診、触診 ・ 検温 |
| 18:00 | お迎えまで自由保育 | |
| 18:00 | 順次降園 | |
| 19:00 | 延長保育 | ・ おやつ 絵本・玩具あそび 等 |

時刻

(3 歳 以 上 児) 《桃組・竹組・松組》

| | | | |
|-------|--------------|--|---|
| 7:00 | ○ 順次登園 | ・ 個人あいさつ (だれにでもできる) | ・ 持ち物の片づけを行う |
| 5 | 自由あそび | ・ 健康視診、触診 | ・ 帳面整理 |
| 9:00 | 片づけ | ・ 全員で遊具の整理整頓 | ・ 出席確認 |
| 9:15 | ○ 集 合 入 室 | ・ 戸外遊び | ・ 室内遊び |
| | | ・ くつの整理 | ・ 排泄 (トイレのスリッパの整頓) |
| | | ・ 手洗い | ・ うがい |
| | | ・ 当番活動 (その日の人数報告) | |
| 9:50 | ○ 朝 の 会 | ・ 朝のうた | ・ 朝のあいさつ |
| | | ・ 季節のうた | ・ その他 |
| | | ・ 話し合い (その日の約束) | 3歳～ひらがな、ハサミ練習 4歳～ひらがな、カタカナ、ピアノ、数 5歳～ひらがな、カタカナ、数、ピアノ、時計読み等 |
| 10:00 | ○ 保育内容 | ・ 健康・・・健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 | |
| | | ・ 人間関係・・・他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 | |
| | | ・ 環境・・・周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 | |
| | | ・ 言葉・・・経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 | |
| | | ・ 表現・・・感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。 | |
| 11:20 | 昼食準備 | ・ 排泄 | ・ 手洗い |
| | ○ 昼 食 | ・ お弁当のうた | ・ あいさつ |
| 12:00 | 昼食終了 | ・ 片づけ (おしぼり・ハンカチ交換) | ・ かばんの整頓 |
| | | ・ 絵本を見る、玩具等であそぶ | |
| | | ・ フッ化物洗口 (4・5歳児) | |
| | 午睡準備 | ・ 排泄 (トイレのスリッパの整頓) | ・ 手洗い |
| | | ・ 当番は布団敷きの手伝い | ・ うがい |
| | ○ 午 睡 | ・ 音楽鑑賞 | ・ 童話 (音楽や話を聞きながら静かに眠りにつく) |
| 15:00 | 起 床 | ・ 片づけ (当番中心) | ・ 園児服着用 |
| | | ・ 排泄 | ・ 手洗い |
| | | ・ 健康視診、触診 | ・ うがい |
| | | | ・ 手指消毒 |
| | ○ お や つ | ・ おやつのうた | ・ あいさつ |
| 15:50 | 帰りの会 | ・ おかえりのうた | |
| | | ・ さようならのあいさつ | |
| | | ・ 当番交替 | |
| | | ・ 話し合い (反省、明日の約束) | |
| | | ・ 健康視診、触診 | ※ 忘れ物のないよう確認する |
| | お迎えまで自由保育 | | |
| 18:00 | 順次降園 | | |
| 5 | 延長保育 | ・ おやつ | 玩具・絵本・折り紙あそび 等 |
| 19:00 | | | |

● 保護者の皆さまへのお願い

登園・送迎について

1. 欠席や登園時間が遅くなる場合は、給食の関係もありますので必ず9時までに連絡をしてください。前日にわかっている場合は、連絡帳にてお知らせください。連絡がない欠席の場合には、園から保護者へ連絡をします。
2. 子どもさんは必ず保育士に手渡し、帰りも必ず保育士に挨拶をして降園してください。
3. 子どもさんの送迎は必ず家族の方でお願いします。都合で他の方をお願いされる場合は、連絡帳又は電話にてお迎えに来る方の氏名、ご関係をお知らせください。連絡がない時は、確認がとれるまで子どもさんをお渡しすることができません。
4. 送迎時は、必ず子どもさんと手をつないで道路横断してください。門は必ず大人の方が開閉してください。
5. 駐車場の混雑を避けるため、園庭遊びはご遠慮ください。なお、駐車場ではご近所への配慮のため、車のエンジンをお切りください。

服装について

1. 園では、運動しやすく、排泄の際に着脱しやすい服装・靴を使用するようお願いいたします。
2. 年間通して男女共にズボン着用です。
3. フード付きの洋服は、危険を伴う為ご遠慮ください。
4. 靴下は室内は滑りやすく危険な為、年間を通して裸足で過ごしています。靴を履く時は使用可としています。

嘔吐物の処理 について

1. 園では「保育所における感染症ガイドライン」に沿って子どもさんの嘔吐物や下痢便で汚れた衣服は洗わずに二重のビニール袋に密閉してご家庭にお返しいたします。場合によっては、保護者に相談の上、汚れた衣服を処分することもあります。持ち帰った衣服は、付着した便や嘔吐物を取り除き、85℃で1分以上熱湯消毒するか、塩素系の消毒液に30～60分つけて洗濯してください。

健康管理について

1. はじめての集団生活では、子どもは非常に神経をつかい発熱したり、排尿が多くなったりすることがありますので、健康には特に注意しましょう。
2. 朝起きてから、あるいは前夜の子どもの状態に、少しでも変わったことがあれば、必ず保育士にお知らせください。その日の視診に重要なポイントになります。

3. 発熱、嘔吐、下痢の症状の場合は、登園をひかえてください。
(発熱、複数回の嘔吐や下痢をした場合は、速やかに連絡します。)
4. 保育中、発熱や、嘔吐・下痢が激しい、その他様子がいつもと違う場合は、
連絡や迎えを依頼することになります。
登園前に上記の症状が出た場合は、登園時に必ず保育士にそのことを伝えてください。
その日の視診に重要なポイントとなります。
5. 4～5歳児の希望者のみ虫歯予防の為、フッ化物によるうがい(フッ化物洗口)
を実施しています。同意書が必要です。

園での怪我・傷害保険について

1. 園児の保育には、十分注意しておりますが、日常の保育活動の中で怪我をする場合
があります。
 - ①病院に行く必要がない場合には、お迎え時、又は電話で保護者に怪我等の説明をいたします。
 - ②病院での処置が必要な場合は保護者に連絡し、お迎えを依頼します。
病院受診は、保護者の判断でお願いします。
病院を受診した場合は、受付で「診療明細書」をもらって園に提出してください。
2. 保育園でケガをした場合は、スポーツ振興センター及び日保協総合保険を適用します。
ケガをして通院した場合は、必ず担任に連絡してください。(登園・降園中も対象と
なる場合があります。)
*保険料は、スポーツ保険が保護者6割負担(210円)、日保協総合保険が全額園負担です。

妊娠・出産・転園・退園・退職のとき

★手続きが必要となりますので園までお知らせください。

【保育園へ提出する書類】

- 妊娠・・・親子手帳の表紙と出産予定日を記入したページ(P.4)の写しを提出
- 出産後・・・市へ出生届を提出したのち、親子手帳の表紙と出生届出済証明(P.1)写し
- 転園・退園・・・『退園届』を退園する月の15日までに提出
- 勤務先の変更・・・『就労証明書』を保護者自身で市の子ども未来部保育幼稚園課に提出
*『退園届』・『就労証明書』の用紙は保育園にあります。
- 『稼働証明書』・・・市から提出依頼が届きます。就労先に記入してもらい保育園へ提出して下さい。
*就労復帰2ヶ月後、就労開始後2ヶ月後、雇用期間切れ、更新後の方などが対象となります。

諸費について

1. 絵本代、給食費、特別保育料、父母の会費、スポーツ保険料の保護者負担分(年1回)については、
毎月、口座振替による方法で集金をします。
2. 振替手数料(一世帯につき99円)は、保護者負担となります。
ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

特 別 保 育

1. **延長保育** 1 時間 (在園児に限る)

○職員対応 保育士 2 名以上が勤務する。

- ① 平日 (標準時間) 18 時 00 分～19 時 00 分
(短時間) 7 時 30 分～ 8 時 30 分
16 時 30 分～17 時 30 分
- ② 土曜 (標準時間) 18 時 00 分～19 時 00 分
(短時間) 7 時 30 分～ 8 時 30 分
16 時 30 分～17 時 30 分

*** 保育料 月 (2, 0 0 0 円)**

*** 保育料の減免世帯 . . . 月 (5 0 0 円)**

* 延長保育の事前申し込みのない方が延長保育を利用する場合は、<タイムオーバー>1 時間 ⇒ 200 円

《 延長保育の申し込みについて 》

事前申し込みは、月 10 回以上の利用が確定している家庭のみです。
利用回数が不明な家庭は、タイムオーバーでご利用ください。
月額 2,000 円以上の請求をすることはありませんのでご安心ください。

2. **休日保育** . . . 8 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分 (在園児に限る)

○職員対応 保育士 2 名以上が勤務する。

*** 離乳食又は、お弁当と水筒、2 回分のおやつが必要です。***

★保育認定を受けた事由 (就労等) と同じ事由で利用する場合は無料です。

★その他の事由で利用する場合は、事前に保育園へ相談して下さい。

その場合の利用料は、次のとおりです。

- ① 1 日預かり . . . 0 歳 (2, 0 0 0 円) 1～6 歳 (1, 5 0 0 円)
- ② 半日預かり . . . 0 歳 (1, 0 0 0 円) 1～6 歳 (7 5 0 円)

■休日保育を実施しない日

- ①土曜日に保育園の行事を実施する場合の翌日
- ②日曜日、祝日に保育園の行事を実施する場合
- ③こどもの日
- ④年末・年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)
- ⑤その他、保育園が「休園」と決めた日 (年間行事予定に記載あり)

☆ 利用者は特別保育申請書の提出が必要です。

☆「申し込み」と「キャンセル」は速やかにお願ひします。

利用申請は前月末締切です。キャンセルする場合は、前日正午までに園に連絡
してください。

☆ 特別な理由なく時間や利用料納入等を守っていただけない場合は、利用をお断り
することがありますのでご了承ください。

令和6年度のクラス別教材等の使用品について

個人が使用する消耗品については、個人負担が原則ですが、保護者負担をできるだけ軽減するために、予算の範囲内で園購入をしたいと思います。

同じクラスでも年齢によって購入品が異なる場合もありますので、一人一人の必要な用具購入につきましては別途お知らせします。

以上、ご理解とご協力を宜しくお願いします。

| | | | |
|-----|------|----------------|-------|
| うめ組 | 個人負担 | なし | |
| | 園負担 | 乳幼児用連絡帳 連絡帳 | 誕生カード |

| | | | |
|------|------|------------------------|---------------|
| さくら組 | 個人負担 | 月刊絵本「キンダーブックじゅにあ」 380円 | |
| | 園負担 | 連絡帳 | 自由画帳 誕生カード |

| | | | |
|-----|------|--------------------|-------------------------------|
| もも組 | 個人負担 | 月刊絵本「ワンダーえほん」 420円 | |
| | 園負担 | 連絡帳 | 誕生カード |
| | | 制作帳ハンガー 自由画帳 | ポンキーペンシル 12色 たのしいきりがみステップ① |

| | | | |
|-----|------|----------------------|--------------------|
| たけ組 | 個人負担 | 月刊絵本「エースひかりのくに」 460円 | |
| | 園負担 | 連絡帳 | ポンキーペンシル 12色 のり |
| | | 制作帳ハンガー 自由画帳 | たのしいかず① |
| | | 誕生カード | ピアノカ |

※ポンキー・のりは、まつ組まで2年間使う為、教材が増えます。

| | | | |
|-----|------|------------------|---------------|
| まつ組 | 個人負担 | 月刊絵本「かんがえる」 460円 | |
| | 園負担 | 連絡帳 | 誕生カード |
| | | 制作帳ハンガー 自由画帳 | もじ・かず ピアノカ |

| | | | | |
|----------------|-------|--------|-----------|--------|
| 園児服等 (個人購入) | 赤白帽子 | 1,000円 | 園児服 | 3,500円 |
| | 体操シャツ | 1,720円 | カバン | 3,700円 |
| | 体操ズボン | 1,360円 | ゼッケン(前・後) | 660円 |

| | | | | |
|-----|---|--|--|--|
| その他 | 「父母の会」会費が園児一人につき、毎月 400円 です。 * 毎月、口座振替にて徴収します。振替日は10日(銀行営業日でない時は、翌営業日)です。* | | | |
|-----|---|--|--|--|

入園に必要な書類 ・ 準備物 （うめ組）

1. 保護者に配布する書類等

- ① 園のしおり ②登園許可証・登園届・与薬依頼票（連絡帳、又は玄関に置いてあります。）
- ③ 同意書（重要説明、氏名、写真、スポーツ保険）
- ④ 児童票・入園までの生活状況
- ⑤ 緊急連絡票
- ⑥ 健康調査票
- ⑦ マチコミ登録手順書
- ⑧ 預金口座振替依頼書（教育M-NET用）

新入園児は③～⑧が提出書類です。
在園児は⑤のみが提出書類です。
早めの提出をお願いします。

2. 準備物

① カバン

- ・ ゴムつきエプロン （1 枚食事用）
- ・ 0歳はガーゼ（4～5枚）
- ・ 1歳になった子どもさんは、ガーゼハンカチ（2枚）
〔 汚れた時の替えとして、ハンカチは1～2枚多目に持たせて下さい。〕
- ・ おしぼり （水で濡らしたものをビニール袋に入れる）
- ・ オムツ （6枚） 記名をする
- ・ 汚れ物入れビニール袋 （2枚）
- ・ 着替え （2～3組）

② 連絡帳

③ 赤白帽子

④ 午睡用として、大判バスタオル1枚、枕（タオルを縫ったもの）を一年間使用します。

それに加えて、

夏場はバスタオル 1枚 、秋は 大判バスタオル 1枚、冬は ベビー毛布 1枚を
持たせて下さい。

⑤ 哺乳びん（プラスチック）…… 1本

※ ミルクは、園で準備しているものになります。

特別な理由がある場合は、園にご相談ください。

3. 必要な経費

① 保育料（市で徴収）

② 延長保育料（利用者のみ・園で徴収）

③ 父母の会費（毎月・父母の会で徴収）

④ カバン・赤白帽子代

4. おたよりカード ・ シーツカード ・ 園費明細書受け取りカード ・ マチコミの説明

※ 全ての持ち物に記名をお願い致します。

入園に必要な書類 ・ 準備物 （さくら組）

1. 保護者に配布する書類等

- ① 園のしおり ②登園許可証・登園届・与薬依頼票（連絡帳、又は玄関に置いてあります。）
- ③ 同意書（重要説明、氏名、写真、スポーツ保険）
- ④ 児童票・入園までの生活状況
- ⑤ 緊急連絡票
- ⑥ 健康調査票
- ⑦ マチコミ登録手順書
- ⑧ 預金口座振替依頼書（教育M-NET用）

新入園児は③～⑧が提出書類です。
在園児は⑤のみが提出書類です。
早めの提出をお願いします。

2. 準備物

- ① カバン
 - ・ ゴムつきエプロン（1枚食事用）
 - ・ おしぼり（水で濡らしたものをビニール袋に入れる）
 - ・ オムツ（6枚）、パンツ（1～2枚） 記名をする
 - ・ 汚れ物入れビニール袋（2枚）
 - ・ 着替えの洋服一式（2組ほど）
- ② 連絡帳
- ③ 園児服
- ④ 赤白帽子
- ⑤ 枕（タオルを縫ったもの）
- ⑥ 水筒（コップ付きのもの）

3. 必要な経費

- ① 保育料（市で徴収）
- ② 延長保育料（利用者のみ・園で徴収）
- ③ 父母の会会費（毎月・父母の会で徴収）
- ④ 絵本代（毎月・園で徴収）
- ⑤ 園児服・カバン・体操服上下・赤白帽子代
※（体操服はもも組進級前に購入）

4. おたよりカード ・ シーツカード ・ 園費明細書受け取りカード ・ マチコミの説明

※ 全ての持ち物に記名をお願い致します。

入園に必要な書類 ・ 準備物 （もも組）

1. 保護者に配布する書類等

- ① 園のしおり ②登園許可証・登園届・与薬依頼票（連絡帳、又は玄関に置いてあります。）
- ③ 同意書（重要説明、氏名、写真、スポーツ保険）
- ④ 児童票・入園までの生活状況
- ⑤ 緊急連絡票
- ⑥ 健康調査票
- ⑦ マチコミ登録手順書
- ⑧ 預金口座振替依頼書（教育M-NET用）

新入園児は③～⑧が提出書類です。
在園児は⑤のみが提出書類です。
早めの提出をお願いします。

2. 準備物

- ① カバン
 - ・ 主食（ごはん）の弁当
 - ・ 巾着袋（弁当を入れる）・・・1月～弁当包み（大判ハンカチ等で包んだもの）
 - ・ お箸（箸箱に入れる）
 - ・ ハンカチ 2枚（1枚は登園時に園児服のポケットに入れて、
もう1枚はカバンの中に入れる）

園児服着用時は、園児服のポケットに入れる

 - ・ おしぼり（水で濡らしたものをビニール袋に入れる）
 - ・ 着替えの洋服一式（2組ほど）
 - ・ 汚れ物入れビニール袋（2枚）
- ② 連絡帳
- ③ 園児服
- ④ 赤白帽子
- ⑤ 体操着（上・下）
- ⑥ 枕（タオルを縫ったもの）
- ⑦ 午睡用、バスタオル（夏場）
- ⑧ 水筒（コップ付のもの）

3. 必要な経費

- ① 給食費（園で徴収）
- ② 延長保育料（利用者のみ・園で徴収）
- ③ 父母の会費（毎月・父母の会で徴収）
- ④ 絵本代（毎月・園で徴収）
- ⑤ 園児服・カバン・体操服上下・赤白帽子代

4. おたよりカード ・ シーツカード ・ 園費明細書受け取りカード ・ マチコミの説明

※ 主食（ごはん）の市販のものは、必ず保護者が確認して弁当箱に入れてください。

※ 全ての持ち物に記名をお願い致します。

入園に必要な書類 ・ 準備物 （たけ ・ まつ組）

1. 保護者に配布する書類等

- ① 園のしおり ②登園許可証・登園届・与薬依頼票（連絡帳、又は玄関に置いてあります。）
- ③ 同意書（重要説明、氏名、写真、スポーツ保険）
（フッ化物洗口について）
- ④ 児童票・入園までの生活状況
- ⑤ 緊急連絡票
- ⑥ 健康調査票
- ⑦ マチコミ登録手順書
- ⑧ 預金口座振替依頼書（教育M-NET用）

新入園児は③～⑧が提出書類です。
在園児は⑤のみが提出書類です。
早めの提出をお願いします。

2. 準備物

- ① カバン
 - ・ 主食（ごはん）の弁当（大判ハンカチ等で包む）
 - ・ お箸（箸箱に入れる）
 - ・ ハンカチ 2枚（1枚は登園時に園児服のポケットに入れて、
もう1枚はカバンの中に入れる）
 - ・ ティッシュ・・・【まつぐみのみ】（ティッシュカバーに入れる）
 - ・ おしぼり（水で濡らしたものをビニール袋に入れる）
 - ・ 着替えの洋服一式（夏は服上下と下着を各2セット、冬は各1セット）
 - ・ ズボンは、ハンカチを入れる為、ポケットが付いているものをお願いします
 - ・ 汚れ物入れビニール袋（2枚）
- ② 連絡帳
- ③ 園児服
- ④ 赤白帽子
- ⑤ 体操着（上・下）
- ⑥ 枕（タオルを縫ったもの）
- ⑦ 午睡用 バスタオル（夏場）
- ⑧ 水筒（コップ付きのもの）

3. 必要な経費

- ① 給食費（園で徴収）
- ② 延長保育料（利用者のみ・園で徴収）
- ③ 父母の会費（毎月・父母の会で徴収）
- ④ 絵本代（毎月・園で徴収）
- ⑤ 園児服・カバン・体操服上下・赤白帽子代

4. おたよりカード ・ シーツカード ・ 園費明細書受け取りカード ・ マチコミの説明

※ 主食（ごはん）の市販のものは、必ず保護者が確認して弁当箱に入れてください。

※ 全ての持ち物に記名をお願い致します。

● 薬の持参について

子どもさんの薬は、本来は保護者の方が直接投薬して頂くようになっていますが、お仕事をされている保護者の皆様に保育園に来て頂いて、投薬することは難しいことです。そこで、保護者と保育園側との話し合いの上で、保護者に代わって保育士が薬を投薬しますので、下記のことにご理解とご協力をお願い致します。

1. 薬を飲ませる時間が多少ずれても、病気に影響しないものに限ります。
2. 薬は、医師の処方によって薬剤師が調剤した薬に限ります。
3. 保護者の個人的な判断で持参した薬(市販の薬、塗り薬、目薬など)は、保育園では対応できません。
4. 原則として頓服薬(解熱剤・痛み止め・発作止め等)は、飲ませることはできません。
5. 園で発作が起こるような病気(てんかん・アレルギー等)がある子どもさんの投薬や処置につきましては、主治医の指示書や保護者の話を伺ってから対応します。
6. 病院を受診される時は、子どもさんが『保育園に在園している』ことを話して頂き、原則として、保育園では薬が飲ませられないことをお伝えください。できたら、朝・夕の処方に頂きませようお願い致します。
7. 持参する薬(粉薬・シロップ・錠剤・塗り薬)について
 - 1) 薬を持参する場合は、毎回必ず「与薬依頼票」を記入してください。初回は、必ず成分説明書を提出してください。成分説明書は、保育園で保管をさせていただきますのでご家庭で必要な方はコピーしたものを提出してください。

記入漏れがあった場合は、投薬できません。こちらから確認の連絡は致しませんので、記入漏れのないようお願い致します。
 - 2) 使用する薬は、1回ずつに分けて当日分のみ持たせてください。
※塗り薬は、チューブまたは容器ごと、シロップ薬は1回分を他の容器に入れて持たせてください。
 - 3) 薬の入った袋や容器には、必ず子どもさんの名前と飲ませる時間を記入してください。
8. 保育園で子どもさんが発熱した時、怪我をした時に応急処置として以下のものを使用しております。子どもさんの肌に合わないものがありましたら、事前にお知らせください。

すり傷・切り傷等 … オロナイン軟膏
発熱・打ち身等 …… 冷却シート・湿布
虫刺され等 …… プレバリンαクリーム・ムヒ

原則として、上記のような事に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

感染症疾患から回復し、登園する場合の登園基準と提出書類の一覧表

| | 病名 | 主な症状 | 登園基準 | 登園許可証の必要性 (医療機関記入) | 登園届けの必要性 (保護者記入) | | |
|----------------|-------------------------|-----------------------|---|--|---------------------|----|--|
| 登園できない伝染病 | 第二種の伝染病 | インフルエンザ | 発熱、全身倦怠、筋肉痛、鼻カタル、咽頭痛、咳 | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過し元気が良いとき (新型の場合 発熱の翌日から7日経過後) | 専用の登園届に医療機関の印をもらう | 必要 | |
| | | 新型コロナウイルス感染症 | 発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常など(無症状のまま経過することもある) | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること) | 必要 | | |
| | | 百日咳 | 発作性咳の長期反復、持続 | 特有の咳が消失したとき又は、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで | 専用の登園届に医療機関の印をもらう | 必要 | |
| | | 麻疹(はしか) | 上気道のカタル、発熱、粘膜疹コプリック斑 | 発疹に伴う熱が下がった後3日を経過し元気が良いとき | 必要 | | |
| | | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 発熱、耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫脹及び圧痛 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺が腫れて5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで | 専用の登園届に医療機関の印をもらう | 必要 | |
| | | 風疹(三日はしか) | 種々の発疹、軽熱、リンパ腺腫大 | 発疹が消失したとき | 必要 | | |
| | | 水痘(水ぼうそう) | 軽熱、被覆部に発疹、斑点丘疹状⇒水疱⇒顆粒状痂皮 | すべての発疹がかさぶたになったとき | 必要 | | |
| | | 咽頭結膜熱 (プール熱) | 発熱、全身症状、咽頭炎と結膜炎の合併症 | 解熱し主症状がなくなった後、2日を経過してから | 専用の登園届に医療機関の印をもらう | 必要 | |
| | | 結核 | 発熱・咳・痰・血痰・喀血・胸痛・呼吸困難など | 伝染の恐れがなくなって | 必要 | | |
| | | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 発熱・咳・痰・血痰・喀血・胸痛・呼吸困難など | 伝染の恐れがなくなって | 必要 | | |
| 登園できない伝染病 | 第三種の伝染病 | 腸管出血性大腸菌感染症(O-157など) | 腹痛、下痢、血便、全身のむくみ | 医師により感染の恐れがないと認められるまで | 必要 | | |
| | | 流行性角結膜炎 | 軽熱、頭痛、全身倦怠、結膜炎の炎症、目瞼浮腫、目やに | 医師により感染の恐れがないと認められるまで | 必要 | | |
| | | 急性出血性結膜炎 | 流涙、結膜充血、目瞼浮腫、滲出液 | 医師により感染の恐れがないと認められるまで | 必要 | | |
| 登園をひかえていただく伝染病 | その他(出席停止の必要があるもの) | ヘルパンギーナ | 高熱、咽頭痛、咽頭に水疱 | 全身状態がよく、普段の食事がとれること | 不要 | 必要 | |
| | | 手足口病 | 感冒様症状、手足口に赤斑⇒水疱 | 全身状態がよく、普段の食事がとれること | 不要 | 必要 | |
| | | 伝染性紅斑(りんご病) | 顔面赤斑、とくに頬部の赤斑性発疹 | 発疹のみで全身状態がよければ | 不要 | 必要 | |
| | | 感染性胃腸炎 | 発熱、腹痛、下痢 | 嘔吐、下痢の症状が治まり普段の食事がとれること | 不要 | 必要 | |
| | | マイコプラズマ肺炎(うつる肺炎) | 咳、発熱、呼吸困難(重症の場合) | 発熱や激しい咳が治まっていること | 不要 | 必要 | |
| | | 溶連菌感染症 | 発熱、咽頭痛、扁桃腺炎、莓舌、頸部リンパ節炎、発疹 | 抗生剤治療開始後、24時間を経て全身状態がよければ | 不要 | 必要 | |
| | | 突発性発疹 | 高熱、3日後に全身に発疹 | 解熱してから全身症状が良いとき | 不要 | 必要 | |
| | | RSウイルス感染症 | 発熱・鼻水・咳など 細気管支炎・肺炎を発症する事も | ひどい咳が落ち着き、全身状態がよいこと | 不要 | 必要 | |
| | | ヘルペス性菌肉口内炎(単純ヘルペス感染症) | 口内炎症 | 症状が改善し、元気で普段の食事ができること | 不要 | 必要 | |
| | | 帯状疱疹しん(ヘルペス) | 神経痛と共に発赤を伴った小水疱(水痘と同じウイルスによる) | すべての発疹がかさぶたになったとき | 不要 | 必要 | |
| | | 必要なし(出席停止) | とびひ | 豆つぶ大の水疱 自覚症状あまりなし | 湿潤な病巣が露出しない | 不要 | |
| | | | 水いぼ | 球状のいぼ | いぼからの浸出液を覆って | 不要 | |
| アタマジラミ | 頭のかゆみや不快感 症状がないことも多い | | 駆除を行ってから | 不要 | | | |

与薬依頼票
(保護者記載用)

令和 年 月 日

| | |
|---|---------------------|
| 依頼先 | 保育園名 太田保育園 |
| 依頼者 | 保護者氏名 |
| | 子ども氏名 クラス () |
| 受診病院名 | (病院・医院) |
| 病名 (又は症状) | |
| (該当するものに○、または明記) | |
| (1) 持参したくすりは、令和 年 月 日に処方されました。 | |
| (2) 保管は 室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他 () | |
| (3) くすりの剤型 粉 (包) ・ 液 (シロップ) ・ 外用薬 ・ その他 () | |
| (4) くすりの内容 抗生物質 ・ 咳止め ・ 整腸剤 ・ かぜ薬 ・ 塗り薬 点眼薬 (両眼 ・ 右眼 ・ 左眼) その他 () | |
| (5) 使用する日時 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日分) 食前 ・ 食後 ・ 3時のおやつ後 ・ その他 () *何時間あけて飲ませますか? (4時間 ・ 5時間) | |
| (6) 外用薬などの使用法 ・ 部位 | |
| (7) その他の注意事項 | |
| 与薬日 | / / / / / / / / / / |
| 与薬時間 | |
| 朝の与薬時間 | : : : : : : : : |
| 園 ・ 与薬者@ | : : : : : : : : |

お薬の説明書



※「与薬依頼票」と
「薬の説明書」を一緒に
帳面に挟んで登園して下さい。

用紙は、各自の帳面に挟んであります。
使用後は、玄関に置いてありますので必要な方は、お取りください。

登園届け

施設名 太田保育園

児童氏名

- | | | |
|--|-----------------------|------------------------------|
| ・ヘルパンギーナ | ・手足口病 | ・りんご病 (伝染性紅斑) |
| ・胃腸炎(流行性嘔吐下痢症を含む) (ロタ・ノロ・胃腸炎によるアデノウイルス) | ・マイコプラズマ肺炎 (うつる肺炎) | |
| ・溶連菌感染症 | ・突発性発疹 | ・ヘルpes性歯肉口内炎 (単純ヘルpes感染症) |
| ・RSウイルス | ・带状疱疹しん(ヘルpes) | |
| ・アデノウイルス感染症 (のどの腫れや痛み、結膜炎など) | | |
| ・ヒトメタニューモウイルス | | |

注:該当する病名を○で囲んで下さい。

上記疾病との医師の診断ができました。
令和 年 月 日より
登園許可ができましたので登園させます。
令和 年 月 日

クラス 組

保護者氏名

登園許可証

施設名 太田保育園

児童氏名

・麻疹(はしか) ・風疹(三日はしか)

・水痘(水ぼうそう) ・流行性角結膜炎

・新型コロナウイルス感染症 ・結核

・その他() と診断しました。

令和 年 月 日から登園しても

集団生活に支障がないと判断いたします。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

インフルエンザ・百日咳・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・咽頭結膜熱（プール熱）と診断された時点（初診）に、忘れずに病院で以下の用紙に記入をしてもらってください。

登 園 届

医療機関記入欄

下記患者は、インフルエンザと診断します。

患者氏名
診 断 日 年 月 日
医療機関名
医師氏名

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項において、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで」とされています。
登園を再開する場合は下記様式をご利用ください。

保護者記入欄

(※ 下記2つともチェックが入る必要があります。)

発症した後 5 日を経過しました。
症状が始まった日：____月____日（保護者記入）

* 発症した日は、病院を受診した日ではなく症状が始まった日で、その日を 0 日と数えます。
5 日経過し、6 日目から登園（校）可です。

解熱した後 2 日（幼児は 3 日）発熱がありません。
解熱した日：____月____日（保護者記入）

* 解熱した日を 0 日と数えます。2 日経過し、3 日目から登校可です。
* 幼児は 3 日経過し、4 日目から登園可です。

上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態と判断できますので出席停止措置の中止をお願いいたします。

年 月 日

保護者氏名 _____

登 園 届

医療機関記入欄

下記患者は、おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）と診断します。

患者氏名
診 断 日 年 月 日
医療機関名
医師氏名

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項において、おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）の出席停止期間の基準は、「耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで」とされています。
登園を再開する場合は下記様式をご利用ください。

保護者記入欄

(※ 下記にチェックが入る必要があります。)

耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、全身状態が良好になりました。
症状が始まった日：____月____日（保護者記入）

* 発現した後は、病院を受診した日ではなく症状が始まった日で、その日を 0 日と数えます。
5 日経過し、6 日目から登園（校）可です。

上記の基準を満たし、集団生活に支障がない状態と判断できますので出席停止措置の中止をお願いいたします。

年 月 日

保護者氏名 _____

登 園 届

医療機関記入欄

下記患者は、咽頭結膜熱（プール熱）と診断します。

患者氏名
診 断 日 年 月 日
医療機関名
医師氏名

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項において、咽頭結膜熱の出席停止期間の基準は、「発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消滅した後 2 日を経過するまで」とされています。
登園を再開する場合は下記様式をご利用ください。

保護者記入欄

(※ 下記にチェックが入る必要があります。)

発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消えた後 2 日を経過しました。
症状が消えた日：____月____日（保護者記入）

* 症状が消えた日を 0 日と数えます。2 日経過し、3 日目から登園（校）可です。

上記の基準を満たし、集団生活に支障がない状態と判断できますので出席停止措置の中止をお願いいたします。

年 月 日

保護者氏名 _____

登 園 届

医療機関記入欄

下記患者は、百日咳と診断します。

患者氏名
診 断 日 年 月 日
医療機関名
医師氏名

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項において、百日咳の出席停止期間の基準は、「特有の咳が消滅するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで」とされています。
登園を再開する場合は下記様式をご利用ください。

保護者記入欄

(※ 下記いずれかチェックが入る必要があります。)

特有の咳が消滅しました。

5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了しました。

上記いずれかの基準を満たし、集団生活に支障がない状態と判断できますので出席停止措置の中止をお願いいたします。

年 月 日

保護者氏名 _____

太田保育園「父母の会」会則

- 第1条 本会は、太田保育園父母の会と称する。
- 第2条 本会は、太田保育園の園児の保護者をもって組織する。
- 第3条 本会は、職員と保護者の緊密な協力により、児童福祉法第24条の目的達成の援助をすると共に、会員相互の親睦を図り、幼児の保育に必要な教養を高めることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。
○ 会員相互の資質の向上 ○ 園行事への積極的参加
○ 会員相互の親睦と福利厚生 ○ 他機関との連絡協調
○ その他目的達成に必要な事項
- 第5条 本会は、次の役員を置く。
○ 梅・桜・桃・竹・松組の各クラスより4名程度、計20名程度とする。
○ 20名の中から、会長1名、副会長2名、会計2名、監事2名を置く。
- 第6条 会長は、会を代表して、会務を総理する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合は、代行する。
会計は、会の会計の業務を行う。
監事は、本会の会計を監査する。
- 第7条 会長、副会長、監事並びにその他の役員は、総会で選出する。
会計は、会長が委嘱する。
- 第8条 役員任期は、1年とし、改選は4月とする。
- 第9条 役員欠員によって、会務の運営に支障あると認められた時は、役員補充を行う。
補充する役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 第11条 会費は、毎年度の予算をもって定める。
- 第12条 会費の定額を増額せぬ限り、予算の追加更正は、役員会の決議に依ることができる。
- 第13条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 会費は、園児一人につき400円とし、保護者より毎月これを徴収する。
- 第15条 慶弔については、別に定める。

- 平成8年4月1日 改正 ○ 平成23年4月16日 一部改正
○ 平成8年4月1日 施行 ○ 平成23年4月16日 施行

(慶弔規定)

1. 職員の結婚の場合・・・「5,000円」 ○職員死亡の場合・・・「5,000円」
○職員出産の場合・・・「5,000円」 ○職員退職の場合・・・「5,000円」
○職員病氣見舞い・・・「5,000円」・・・入院1週間以上
2. 職員の家族死亡の場合（配偶者及び1親等）・・・3,000円
○理事死亡の場合・・・・・・・・・・・・・・5,000円
3. 園児死亡の場合・・・・・・・・・・・・・・5,000円と弔花（1段）15,000円
4. 会員・・・・・・・・死亡の場合・・・・・・・・5,000円と弔花（1段）15,000円
5. その他異例の場合は、役員会の承認を受ける。

この規程は、平成7年4月1日より施行する。
この規程は、平成23年4月16日より施行する。
この規程は、平成26年11月11日より施行する。
この規程は、令和5年2月25日より施行する。

太田保育園 令和6年度 保育の内容に関する全体的な計画

令和6年4月1日現在

| | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|---|--|--|---|--|--|
| 事業の目的 | 児童福祉法に基づいて、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。 | | 保育理念(事業運営方針) | 子ども一人一人の個性を尊重し、園児・保護者・職員が共に生き生きと活動する保育園を目指す。 | | | | | | |
| 保育方針 | 基本的な生活習慣を身につけ豊かな感性をもった子どもを育成する。 | | 園の保育目標 | 〇元気よくあいさつします 〇静かに話を聞きます 〇きれいに片付けます 〇仲良くあそびます | | | | | | |
| 子どもの保育目標 (保育目標・保育の内容とともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙) | 0歳児 | 生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ | 3歳児 | 身近な仲間や自然等の環境と積極的にに関わり、意欲をもって活動する | 保育時間など | 2・3歳認定/基本保育時間 標準認定7:00~18:00 短時間認定8:30~16:30 延長保育時間/標準認定18:00~19:00 短時間認定 16:30~17:30 | | | | |
| | 1歳児 | 行動範囲を広げ探索活動を盛んにする | 4歳児 | 信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする | 主な行事(日中の節目としての行事認定) | 入園式/クラス懇談会/親子遠足/園外保育/クッキング/内科健診/歯科検診/保育参観/プール開き/夏祭り/運動会/人形劇/発表会/施設訪問/餅つきごっこ/クリスマス会/鬼退治ゲーム(節分)/卒園式/卒園児とのお別れ会/卒園式月行事(身体計測/英会話教室/誕生会/スポーツ教室/避難訓練/環境整備/安全点検) | | | | |
| ■保育所保育に関する基本原則/役割目標 | ■保育の方法/環境 | | ■保育所の社会的責任 | | ■養護に関する基本的事項 | | ■保育の計画と評価 | | ◎小学校との連携(接続) | |
| 児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図る。保育に関する専門性を有する職員が、養護及び教育を一体的に行う。保護者支援及び地域の子育て支援等を行う。 | 健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、一人一人の発達過程に応じ、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育する。保護者を理解し適切に援助する。 | | 人権に配慮する。子ども的人格を尊重し保育を行う。地域社会との交流や連携を図り、保育の内容を適切に説明する。個人情報を適切に取り扱う。保護者の苦情解決を図るよう努める。 | | 養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり。保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行う。養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育を展開する。 | | 保育の目標を達成するため、方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が組織的・計画的に構成され総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成する。これに基づき指導計画、保健計画、食育計画等を作成する。保育士等の自己評価、保育所の自己評価を行い、公表し、保育内容の改善を図る。 | | 保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。育まれた資質・能力を踏まえて、小学校教師との意見交換等の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなどして、保育所保育と小学校教育との円滑な接続に努める。子どもに関する情報共有に関して、就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにする。 | |
| ■保育の目標 | ア 子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。 (ア) 生命の保持及び情緒の安定を図る (イ) 心身の健康の基礎を培う (ウ) 愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てると共に、自主、自立及び協力の態度を養い、道徳性の芽生えを培う (エ) 生命、自然及び社会への興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う (オ) 言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさや養う (カ) 豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。 | | イ 入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。 | | | | | | | |
| ■養護 (保育士が行う事項) | 年齢 | 0歳児 | 1歳児(満1歳より) | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | ◎小学校以上の連携に備えて | | |
| | 生命の保持 | ●生理的欲求の充実を図る | ●生活リズムの形成を促す | ●適度な運動と休息の充足 | ●健康な生活習慣の形成 | ●運動と休息のバランスと調和を図る | ●健康・安全への意識の向上 | 育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングを用いる。 小1プロブレム対策の取り組み | | |
| | 情緒の安定 | ●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成 | ●温かなやり取りによる心の安定 | ●自我の育ちへの受容と共感 | ●主体性の育成 | ●自己肯定感の確立と他者の受容 | ●心身の調和と安定により自信を持つ | | | |
| ◎ねらい及び内容並びに配慮事項(養護と教育は一体となって展開されることに留意) | | | | | | | | | | |
| ◎教育 (園児が環境に関わって経験する事項) ※乳児は3つの視点、幼児は5つの領域で区分されている。(基本的事項を十分に参照) ※指針では乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を過ぎた場合は1歳児の5領域を参照。 ※子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意図的に保育の計画等に位置付けて実施する。なお、活動の時間については、保護者の状況に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して実施する。 | (乳児)3つの視点 健康 人間関係 環境 言葉 表現 | 0歳 健康 人間関係 環境 言葉 表現 | (満1-3歳未満児)5領域 1歳 人間関係 環境 言葉 表現 | 2歳 人間関係 環境 言葉 表現 | (3-5歳児)5領域 3歳 人間関係 環境 言葉 表現 | 4歳 人間関係 環境 言葉 表現 | 5歳 人間関係 環境 言葉 表現 | ■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目 ■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱 | | |
| | ●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活のリズム感覚の芽生え | ●歩行の確立による行動範囲の拡大 | ●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達 | ●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立 | ●健康への関心 ●体全体の協応運動 | ●健康増進とさらなる挑戦への意欲 | ●健康な心と体 イ 自立心 ウ 協同性 エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活との関わり カ 思考力の芽生え キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現 | ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」 イ 気付いたり、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」 ウ 心情、意欲、態度等が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」 | | |
| ★健康支援/状態把握・増進・疾病対応 ●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●年1回(園児)による健康診断(内科) ●年1回(園児) ●フタ物洗口(4、5歳児) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年1回職員健康診断 ●隔内検査(調理員・月1回) (保育士等・2カ月1回) | ★食育の推進(食育計画別紙) ●5領域との相関性を構築する。 ●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●食育活動の実施 ●全園児へ出来立て給食の提供 ●行事食の提供 ●菜園作りの実施 ●クッキングの実施(5歳児教育) | ★環境及び衛生管理並びに安全管理 ●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●インフルエンザ対応 ●新型コロナウイルス対応 ●子ども及び職員の清潔保持 ●職員による園内消毒 ●感染予防対策と保護者との情報共有 ●交通安全教室(交通安全協会) | ★災害への備え(避難計画等別紙) ●避難訓練の実施(毎月) (火災、地震、津波、大雨・洪水、不審者対応等) ●消防訓練・通報訓練(消防署視察) ●消火訓練の実施 ●シェイクアウト県民一斉防災行動訓練 | ◆子育て支援 ●教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携が図られ、子ども成長に気付き、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。 | △職員の資質向上(研修計画別紙) ●質の高い保育を展開するため、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努める。 ●保育所職員に求められる専門性を理解し、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを行う。 ●職場研修、外部研修など体系的な研修計画を作成し、結果を活用する。 | | | | | |
| 情報公開等 | ●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理解決対応及び第三者委員 ●栄養士等の専門者の配置 ●適正な園運営のための会計事務所による外部監査 ●ホームページの開設 ●マチコミ配信導入 ●室内防犯カメラ導入 ●飛散防止フィルム設置 | | | | 特色ある教育と保育 | ●法人主体の研修 ●多元的知的能力を育む5歳児教育(スミダ、体育、ALT(外国語指導助手)による英語活動、地域学他) ●絵本、音楽、身体を通じた表現活動 | | | | |
| 地域の実情に対応した保育事業と行事への参加 | ●休日保育の実施 ●高齢者との交流活動 ●大淀地区、太田地区事業への参加 | | | | 研修計画 | ●法人研修の継続 ●保育指针对応の園外・園内研修の継続 ●講師を招いての園内研修 ●園外研修への計画的な参加(県外研修、乳児保育研修、地域子育て支援研修等含む) ●処遇改善 | | | | |
| 自己評価等 | ●法人施設による適切な施設運営管理の評価 ●保育所の評価(全体の反省による全体計画等の反映) ●保育士等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得 | | | | 保育所保育指針の各章とマークの対応 第1章=■ 第2章=◎ 第3章=★ 第4章=◆ 第5章=△ | | | | | |

○ 案内図

交通アクセス

宮崎交通バス「中村2丁目」下車 徒歩5分

JR日豊線 南宮崎駅下車 徒歩10分



○ 配置図

